

京都市建設局所管公園等の指定管理者募集に係る質問に対する回答について

1 共通

No	質問内容	回答
1	業務仕様書に掲げられている業務内容どおりではない提案をした場合、審査では、内容によっては評価される場合と減点となる場合があるのでしょうか。	指定管理者選定等委員会においては、例えば、利用促進事業や自主事業にあつては具体的かつ実現可能な内容となっているか、樹木や植物、施設等の維持管理にあつては効果的・効率的な内容となっているかといった観点から評価されることになるため、御提案の内容が業務仕様書に記載している内容や頻度等と異なつたとしても、必ずしも減点されるわけではありません。
2	業務仕様書中、「3 業務内容」「(4) 自主事業」については、個別事業ごとに収支計画を記載すべきでしょうか。また、自己資金を投入しないと収支が赤字になる事業についても、京都市に収益（収入）の一部を納入する必要があるでしょうか。	自主事業について、個別事業ごとの収支計画を記載していただく必要はありません。また、経費を超える収益が生じた場合には、当該収益の一部を本市に納入していただく必要がありますが、自己資金を投入しないと収支が赤字になる事業についてまで、納入していただく必要はありません。
3	業務仕様書（東本願寺前市民緑地を除く。）中、「4 人員配置及び管理基準等」「管理の基準」「2 施設管理」「(3) 一般廃棄物処理」に、「搬出回数：1回／日以上」とありますが、廃棄物の量が少ない場合でも必要でしょうか。	管理の基準については、標準的な作業頻度等を示しており、適切な管理水準が維持されるのであれば、柔軟に対応していただいて構いません。

2 梅小路公園

No	質問内容	回答
1	現指定管理者の当公園の運営組織体制とその配置人員をお示し下さい。	<p>当公園に係る体制及び人数は以下のとおりです。このほか、緑化推進担当者4名を適宜配置しています。</p> <p>【常勤職員】公園緑地事業課長（1名（兼務））管理事務所所長（1名）、施設管理等担当（3名）</p> <p>【非常勤職員】施設管理等担当（1名）、清掃担当（4名）、プレイパーク担当（1名）、遊戯用電車担当（1名）</p>
2	過去3年間の当公園の収支内容をお示し下さい。また、平成27年度から平成30年度までの収支明細に記載されている「その他業務」の内容とは具体的にどのような業務でしょうか。	令和元年度から令和3年度までの指定管理業務に係る収支状況は〈別表第1〉のとおりです。支出項目のうちの「その他」については、現指定管理者の内部情報であるため開示できません。
3	コロナ禍による想定外の状況に対して、市は指定管理者に対してどのようなバックアップを行ったのでしょうか。	緊急事態措置等の期間において、緑の館貸室の利用停止により利用予約がキャンセルとなった場合は、利用予定者に還付され、又は納入されないこととなった利用料金を、本市が全額補填しました。
4	他の管理者（京都水族館等）と、どのような当公園の全体運営のルールや運営体制や調整業務が具体的にありのでしょうか。また、他の管理者からの管理に係る要望はどの程度ありますか。	施設管理者連絡会（指定管理者及び他の施設管理者（京都水族館等）及び本市で構成）の事務局を指定管理者が担っています。当連絡会は、公園の更なる活性化を図ることを目的としており、四半期に1回開催しています。これまで、各種イベントの連携、イベントに合わせた営業時間の延長、公園の管理運営情報の共有等を行っています。また、当公園は、広域避難場所に指定されていることから、令和2～3年度には、緊急連絡網の整備、防災機器の動作確認、災害時の各施設の役割等の共有も行いました。他の施設管理者からの要望は、この連絡会以外にも日常的にあり、その都度対応しています。

5	過去3年間に市と指定管理者が行った修繕内容と金額及び今後4年間で予想される修繕の内容と概算額をお示しください。	平成30年度から令和2年度までの本市並びに令和元年度から令和3年度までの指定管理者の修繕内容及び金額は<別表第2>のとおりです。今後4年間の修繕内容等については、現時点でお示しできるものではありません。
6	過去3年間の現指定管理者が行ってきた利用促進事業と自主事業の概要をお示し下さい。	いのちの森等での自然観察会（令和3年度：9回、令和2年度：10回、令和元年度：20回）や園芸、造園関係の講習会（令和3年度：43回、令和2年度：50回、令和元年度：76回）、プレイパーク事業（令和3年度：19回、令和2年度：14回、令和元年度：37回）、庭園ガイドツアー、ウォーキング教室のほか、春・秋のグリーンフェアや和の花展、紅葉まつり等のイベントを主催しました（新型コロナウイルス感染症に伴い中止となった年度もあります）。
7	利用者アンケートにおける直近3年間の当公園への御意見、要望、苦情などをお示しください。	アンケートは、①草花や木々により自然は感じられるか、②清潔感はあるか、③防犯の安心感はあるか、④遊びの施設は十分か、⑤遊び以外の施設・サービスは十分かの5項目について5段階評価で尋ねており、①が高く⑤が低い傾向にあります。また、「草花が綺麗に手入れされている。」「自然と電車があり、親子で楽しめる。」「ゴミ箱がなく困った。」などの意見、要望等がありました。
8	現指定管理者が付保している保険料額をお示しください。	施設賠償責任保険、火災保険のほか、イベント実施時にはレクリエーション保険に加入しています。保険料額については、現指定管理者と加入先の内部情報であるため開示できません。
9	今後、当公園内で、Park-PFI 事業の活用を予定している公園施設（場所）があればお示しください。	Park-PFI 事業の活用を予定している場所はありません。
10	公園事務所の休業日の設定や営業時間の変更などは、市と協議のうえ、変更することは可能でしょうか。	募集要項において、公園管理事務所は毎日午前8時30分から午後5時まで市民等が来所できるように開所していただくこととしており、当該時間を含む営業時間としてください。休業日については、本市の承認を得て、土曜日及び日曜日でない日を週1日設けることができます。

1 1	市に相談のうえ、利用料金（季節・時間帯などを含む）を変更することは可能でしょうか。	利用料金は、京都市梅小路公園条例別表第2に掲げる額（募集要項の仕様書2（2）利用料金の上限額に記載の額）の範囲内において、指定管理者が本市の承認を得て定めることとしており、当該額の範囲内であれば、季節や時間帯に応じた料金を設定していただくことは可能です。
1 2	公園利用者数のカウントはどのような方法で行うのでしょうか。	指定管理者が4年に1回実施しており、四半期ごとに、平日及び休日の来園者数を委託により調査し、推計しています。
1 3	当公園で活動されているボランティア団体の団体名と各構成員数及び活動内容をお示してください。また、ボランティアの活動に対して現指定管理者が支援されている内容をお示してください。	当該公園で活動されているボランティア団体名については、選定に関わることであり、回答を差し控えますが、公園内で花壇活動を行う2団体と、いのちの森の調査活動を行う1団体、市電保全活動を行う3団体があります。各団体への支援として、会議スペースの提供や資材提供等を行っています。
1 4	樹木管理について、台風等の強風による大量の風倒木があった場合、市が伐採や運搬処理の費用負担することによろしいですか。また、来園者の安全確保のための「危険木」や「危険枝」などの調査や処理についての具体的な指針をお示し下さい。	天災等（暴風雨、洪水、地震その他の自然的事象）、指定管理者の責めに帰すことができないものによる管理運営経費の増加等が生じた場合は、本市が費用を負担することとしており、平成30年度には、台風21号による被害復旧に係る費用を負担しています。また、危険木等の調査や処理については、管理基準に示す樹木管理（健全な育成管理）に沿って行ってください。
1 5	花壇管理について、花苗植替の苗栽培を行う苗圃がありますか。ない場合、苗圃の設置可能区域や設置者をどのように考えますか。	苗圃はありませんが、職員専用の区域（バックヤード）に花苗を置くことは可能です。
1 6	芝生管理について、芝生広場における芝生の良好な生育管理と自主事業の積極的な実施とは相反しますが、養生期間の設定や踏圧対策についての基本的な方針をお示してください。また、芝生の良好な管理のために雑草抑制剤や害虫防除剤の使用は可能ですか。	養生期間や踏圧対策、薬剤散布については、管理基準に示す芝生管理（美観を維持するための適切な維持管理）に沿って、各事業者が検討してください。

17	「いのちの森」の生態学的管理について、専門家及び市民等とのモニタリングの実施状況をお示してください。	モニタリング活動は毎月複数回実施されており、これまでの調査で、種子植物600種、野鳥73種、菌類393種が観察されています。これらの生態系を適切に保全・育成するため、指定管理者に対し、管理方法についての助言も行っていただいています。
18	朱雀の庭について、庭園の設計や施工を担当された専門家との作庭技術や技法についての意見交換を行っていますか。また、作庭時の管理の考え方に関する資料を提供してもらえますか。	現在も意見交換を行っています。また、作庭時の管理の考え方に関する資料については、指定候補者として選定し、仮協定を締結した後（11月頃を想定）に提供します。
19	指定管理者が行う行為許可の事項が限定的であるが、イベント開催等その他の行為の制限に係る許可の判断は市が行うこととし、指定管理者は申請書類の受付・書類整理と市報告の事務を行うことでよろしいですか。	お見込みのとおりです。令和5年度から、行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影及びステージの利用について、指定管理者に許可権限を委譲することとしましたが、イベント等に係る許可は、引き続き、本市が行います。利用者から、イベント等の申請があった場合は、内容確認等の受付業務を行い、本市担当課に報告してください。
20	利用促進事業のうちの規定事業については、事前に事業計画書を提出し、事前に市の承認を得て、自主事業として参加料等の収入を見込むことが可能であるが、事業実施に必要な費用を指定管理料に計上していますか。	規定事業（いのちの森を活用した体験型講習会、いのちの森のモニタリング活動等）については、現在も、指定管理料を充てて、指定管理業務として実施されているものであり、引き続き、実施していただく事業として位置付けています。
21	利用促進事業のうちの提案事業については、市民ボランティアや周辺企業等との連携によるエリアマネジメントにはコーディネーターを常勤させる必要があると考えます。事業実施に必要な費用を指定管理料に計上していますか。	提案事業は指定管理者の提案によって実施していただく事業です。特に提案を求める事業の例として、「市民ボランティアや周辺企業等との連携などの地域交流」を記載していますが、規定事業と異なり、実施が必須のものではありません。 なお、このエリアには「京都・梅小路みんながつながるプロジェクト」を始めとする複数のエリアマネジメントがあり、地域や企業との連携がしやすい環境にあります。

2 2	自主事業としての取組が期待される閑散期（冬季）又は夜間等の賑わい創出イベントについて、これまでの取組み事例、騒音や光公害など周辺への影響により実施できなかった提案についてお示しください。	夜間の賑わい創出のため、紅葉まつり（朱雀の庭ライトアップ）等を実施しています。事前の調整が行っており、これまで、周辺への影響により実施を断念したイベントはありません。また、指定管理者が主催したイベントではありませんが、令和元年度には京の七夕（園路等におけるライトアップ等）、令和2～3年度には梅小路公園ウィンターイルミネーション（公園内植栽へのイルミネーション装飾の設置）が開催されています。
2 3	花火やスケートボードの夜間の巡回警備は、夏期に限定せず通年で必要となるため、必要な業務委託費を指定管理料に計上していただきたい。	現在は、夏期（7～8月）の夜間（午後9時から午前5時まで）において、必要な巡回警備を行うこととしており、年間を通じた実施までは求めていません。
2 4	当公園の将来計画などの情報などがあればお示しください。	本市が平成27年3月に策定した「京都駅西部エリア活性化将来構想」において、取り組むべき8つの方策の1つとして、当公園の拠点機能の強化を掲げています。

<別表第1>収支状況

(単位：円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収 入	委 託 料	1 4 2, 3 5 0, 0 0 0	1 4 3, 0 0 0, 0 0 0	1 4 3, 0 0 0, 0 0 0
	利 用 料 金 (注)	1 1, 0 0 0, 7 5 0	6, 0 2 3, 9 7 0	5, 9 9 2, 3 7 0
	収 入 計	1 5 3, 3 5 0, 7 5 0	1 4 9, 0 2 3, 9 7 0	1 4 8, 9 9 2, 3 7 0
支 出	人 件 費	6 0, 7 3 3, 7 7 9	6 7, 1 6 0, 2 9 7	7 1, 8 9 0, 2 1 7
	事 業 費	3 6, 4 1 2, 0 9 4	2 7, 9 7 8, 0 1 8	2 7, 7 1 4, 7 9 7
	委 託 費	4 0, 4 5 5, 6 0 4	3 6, 5 2 8, 7 2 3	3 8, 4 5 0, 0 9 6
	少 額 修 繕 費	1, 7 6 6, 3 0 4	5, 3 8 4, 7 3 4	2, 8 2 6, 5 1 8
	そ の 他	6, 0 0 9, 2 7 9	6, 0 5 3, 9 6 6	6, 3 8 3, 7 4 6
	支 出 計	1 4 5, 3 7 7, 0 6 0	1 4 3, 1 0 5, 7 3 8	1 4 7, 3 6 5, 3 7 4
収 支		7, 9 7 3, 6 9 0	5, 9 1 8, 2 3 2	1, 6 2 6, 9 9 6

(注) 本市からの、新型コロナウイルス感染症の影響による緑の館貸室キャンセル補填分を含む。

<別表第2>修繕状況

1 本市実施分

主なものとして、平成30年度にチンチン電車の車輪交換及び車軸等調査・補修業務（約2,840万円）並びに電気設備更新（約110万円）を実施

2 指定管理者実施分

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
主 　　な 修繕内容	(1) 緑の館自動ドアコントローラー交換修繕 (2) 緑の館貸室エアコン修繕 (3) 第1キュービクル設置抵抗修繕 (4) 市電案内所窓ガラス修繕 (5) 朱雀の庭漏電修繕 (6) 朱雀の庭水鏡ポンプ修繕 (7) いのちの森給水ポンプ修繕 (8) 芝生広場屋外ステージブレーカー修繕 (9) 七条入口広場トイレ漏水修繕 (10) 七条入口広場灌水装置修繕	(1) 防犯カメラ修繕 (2) 園内放送設備修繕 (3) 緑の館及び貸室排煙装置取替修繕 (4) 業務用チェーンゲート修繕 (5) 市電案内所屋根雨漏り修繕 (6) いのちの森水中ポンプ修繕 (7) 七条入口広場灌水装置配管修繕 (8) 遊具（ローラースライダー）修繕 (9) 朱雀の庭排水バルブ修繕 (10) 朱雀の庭券売機修繕	(1) 七条入口広場テント屋根修繕 (2) 市電ひろば休憩車両シート修繕 (3) 芝生広場灌水装置修繕 (4) 業務用チェーンゲート修繕 (5) 多目的トイレ扉修繕 (6) 朱雀の庭ポンプ修繕 (7) 園路街路灯修繕 (8) イベント室エアコン修繕 (9) 市電ひろば防犯カメラ修繕
合計金額	1,766,304円	5,384,734円	2,826,518円

3 宝が池公園子どもの楽園

No	質問内容	回答
1	自主事業等で子どもの楽園を供用時間外に活用することは可能でしょうか。	京都市宝が池公園子どもの楽園条例第3条ただし書の規定に基づき、指定管理者は、市長の承認を得て、開園時間や休園日を変更することができますので、イベント等の自主事業開催時に通常の開園時間以外の時間帯を活用することも可能です。
2	現地説明会において、[別紙3]貸付物品一覧に記載されている資機材以外の物品も数多く保管されているのを拝見しましたが、それらを継続して使用させていただくことは可能でしょうか。	貸付物品一覧に記載している資機材以外の物品は、現指定管理者に帰属しており、指定管理者変更の場合は、原則、現指定管理者が自己の責任と費用で撤去することとしています。現指定管理者が次期指定管理者への引継ぎを希望される場合、本市と協議のうえ、引き継ぐことは可能ですが、希望されない場合、引き継ぐことはできません。
3	令和3年度の管理経費支出額の各項目の詳細をお示ください。	令和3年度の各項目の管理経費支出額は<別表第1>のとおりです。管理経費支出額の各項目の詳細については、現指定管理者の内部情報であるため開示できません。
4	再委託で行っている業務の一覧及び委託先をお示ください。 (例) 交通誘導警備、浄化槽点検・清掃、ごみ収集運搬、受水槽清掃、水遊び場清掃、遊具点検・修繕、駐車場精算機点検、機械警備、除草、剪定、芝生管理、イベント委託(キッチンカー・体験イベント等)等	再委託で行っている業務の一覧は<別表第2>のとおりです。委託先は現指定管理者の内部情報であるため開示できません。
5	直近2年間に当該公園で行われた提案事業や自主事業の内容を、別紙2より更に具体的にお示ください。	規定事業であるプレイパーク活動(令和3年度:22回、令和2年度:25回)のほか、自然遊び教室(令和3年度:30回、令和2年度:23回)やけむんぱくらぶ(幼児向けプレイパーク 令和3年度:16回、令和2年度:20回)、子育て中の方の情報交換等の場である森カフェ(令和3年度:5回、令和2年度:10回)を開催。また、年1回のイベントとして、どんぐりまつりや星空観察会、龍狐伝説(様々なミッションをクリアするゲームイベント)等を開催

6	園内に設置している自動販売機について、収益は指定管理者に帰属するという理解でよいでしょうか。また、令和3年度の自動販売機の売上実績をお示してください。	自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業として実施されるものであり、収益は指定管理者に帰属します。令和3年度の収益は約200万円です(売上額ではありません。)
7	施設の補修や修繕については、100万円未満は指定管理者が実施となっておりますが、100万円未満であれば、何件発生しても指定管理者が実施しなければならないという理解でよろしいでしょうか。また、過去年度において、修繕費用はどの程度発生しているかお示してください。	100万円未満であれば、何件発生しても、指定管理者が実施することとなります。令和3年度の少額修繕費用は約70万円です(＜別表第1＞参照)。
8	事故防止の取組のため、当該公園での事故例があればお示してください。	直近2年間において、転倒や遊具(夢の山)からの転落が数件あり、救急車による病院搬送が必要となった事例もあります。
9	当該公園で活動されているボランティア団体や市民団体、企業等の現在の活動内容及び活動団体名をお示ください。	当該公園で活動されているボランティア団体や市民団体、企業については、選定に関わることであり、回答を差し控えますが、複数の大学の研究室や学生、環境保全団体、地域団体、近隣施設を運営する事業者等が活動しています。
10	イベント開催時等でのボランティア参加の際の、ボランティア参加者の事前の届け出(名簿等)は必要でしょうか。	京都市へのボランティア参加者名簿の事前届出は不要です。

＜別表第1＞管理経費支出

(単位：円)

区 分	金 額
人 件 費	19,045,066
事 業 費	6,473,797
委 託 費	4,178,398
少 額 修 繕 費	665,500
そ の 他	1,358,681
支 出 計	31,721,442

<別表第2>再委託で行っている業務の一覧

業 務 名
樹木等保全管理業務
駐車場機器保守業務
施設機械警備業務
親水空間滅菌装置保守点検業務
親水空間バキューム吸引清掃業務
遊具点検業務
一般廃棄物収集運搬処理業務
トイレ清掃業務

4 円山公園

No	質問内容	回答
1	<p>募集要項 [別紙4] の様式B-②「水道料金・下水道使用料納付証明請求書」について、弊社は、京都市内の他に全国百箇所を超える営業所・拠点を持っておりますが、当該様式の提出及び情報記載の対象となる法人・団体並びに営業所・拠点をお示しください。また、それらの対象となる法人・団体や営業所に該当しない場合、本様式の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>応募する団体又はその代表者が水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを確認するためのものであり、指定管理者の申請をする事務所、事業所等が、本市に水道の利用者名義を有している場合は、本市の上下水道局に、様式B-②により請求し、提出してください。それ以外の場合は、指定管理者の申請をする事務所、事業所等（東京本社、大阪支店等）が所在する自治体に同趣旨の請求をし、滞納がない旨を証する書類を提出してください。</p>
2	<p>募集要項 [別紙4] の添付資料（様式1～19関係）について、既存の物としてこれらを作成していない場合、新たに作成して提出する必要はないという認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>円山公園に対応した各種マニュアル（コンプライアンス、個人情報保護、日常業務、維持管理、利用者対応等）を提出していただくのが望ましいですが、ない場合は、企業として整備しておられる一般的なマニュアルや他の類似施設向けに整備しておられるマニュアルを提出してください。</p>
3	<p>現在の円山公園の運営組織体制とその配置人員をお示しください。</p>	<p>円山公園は、現在、南部みどり管理事務所（所管区：下京区、南区、東山区、山科区、伏見区）が管理しており、円山公園専任の職員がいるわけではありません。御参考までに、当管理事務所の体制を記載すると、以下のとおりです（担当業務の丸数字は、募集要項の「(2) 業務の概要」「イ 業務の範囲」に対応）。</p> <p>【管理者（所長、次長）】 2名</p> <p>【事務係】 3名（担当業務：②③④⑤⑥⑦⑧）</p> <p>【技術係】 8名（担当業務：①⑤⑥⑦⑧）</p> <p>【維持管理係】 12名（担当業務：①⑤）</p>
4	<p>管理事務所内では電気、水道、ガスを問題なく利用できますでしょうか。</p>	<p>問題なく利用できます。</p>

5	指定管理者が使用可能な貸与物品はございますでしょうか。可能でしたらリストをお示しください。	円山公園においては、本市が指定管理者に貸与する物品はありませんので、管理運営上必要となる物品については、指定管理者の負担で調達してください。
6	公園事務所の休業日の設定や営業時間の変更などは、市と協議のうえ、変更することは可能でしょうか。	募集要項において、公園管理事務所は毎日午前9時から午後5時まで市民等が来所できるよう開所していただくこととしており、当該時間を含む営業時間としてください。休業日については、本市の承認を得て、土曜日及び日曜日でない日を週1日設けることができます。
7	市に相談のうえ、利用料金（季節・時間帯などを含む）を変更することは可能でしょうか。	利用料金は、京都市円山公園条例別表に掲げる額（募集要項の仕様書2（2）利用料金の上限額に記載の額）の範囲内において、指定管理者が本市の承認を得て定めることとしており、当該額の範囲内であれば、季節や時間帯に応じた料金を設定していただくことは可能です。
8	円山公園における過去3年間の収支実績をお示しください。	平成30年度から令和2年度までの円山公園に係る収支状況は〈別表第1〉のとおりです。また、今後4年間の収支予測について、お示しできるものではありません。
	過去3年間の実際の収支内容をお示しください。また、市が想定している今後4年間の収支予測をお示しください。	
9	円山公園における過去3年間の光熱水費の実績をお示しください。	平成30年度から令和2年度までの円山公園における光熱水費の合計は、いずれの年度も約200万円です（〈別表第1〉光熱水費の額）。
10	円山公園における過去3年間の一般廃棄物処理に係る処理量及び費用をお示しください。	一般廃棄物処理は、南部みどり管理事務所の維持監理係（直営）と委託業者で処理していますが、直営の処理量は算定していません。過去3年間の委託業者の処理量（落ち葉、除草等を含み、樹木剪定によるものを除く。）及び費用は、いずれの年度も約180tで、約1,200～1,300万円です（〈別表第1〉公園清掃の額）。また、委託業務の受注業者に対して車両通行許可証は発行していません。 なお、令和元年度までは、花見期間の対策として、別途、ごみの収集・処分等の費用を計上していました。
	観光客の出すゴミ等の廃棄物はかなりの量が想定されます。現在の処理量や処理方法、他の事業者の廃棄処分に係る車両通行許可手続についてお示しください。	

1 1	<p>円山公園における過去の修繕実績（内容・時期・金額など）をお示しください。また、京都市が実施する予定の修繕があればお示しください。</p> <p>過去3年間に市が行った修繕内容と金額及び今後4年間で予想される修繕の内容と概算額をお示しください。</p>	<p>過去3年間の修繕実績は次のとおりです（＜別表第1＞公園施設修繕等の額）。</p> <p>【平成30年度】給排水設備、照明灯設備及び園路修繕（約90万円）</p> <p>【令和元年度】給排水設備、便所設備及び照明灯設備修繕（約50万円）</p> <p>【令和2年度】ポンプ設備修繕（約230万円）</p> <p>また、今後4年間で予想される修繕の内容は、過去の実績を踏まえると、給排水設備、照明灯設備、便所設備、ポンプ設備修繕等が考えられます。費用については、現時点でお示しできるものではありません。</p>
1 2	<p>年間で実施されている業務委託の実績（内容・業者名・金額など）をお示しください。</p>	<p>＜別表第1＞のとおりです。個々の業務委託の内容等、詳細については、指定候補者として選定し、仮協定を締結した後（11月頃を想定）に提供します。</p>
1 3	<p>公園内に上下水道や放送設備、キュービクル、自動ドア、エレベーター、池のポンプなどはございますでしょうか。各設備の詳細仕様をお示しください。また、これらの設備以外に設置されている物があれば同様にお示しください。</p>	<p>便益施設や便所への上下水道が整備されています。ポンプ設備が3基あり、瓢箪池北に2基（瓢箪池流入ポンプは11KW、循環式の滝ポンプは7.5KW）、円山音楽堂南東に1基（瓢箪池噴水ポンプは11KW）あります。また、無線放送設備（親機1機、スピーカー1機）があります。スピーカーは令和5年度に本市において追加で3機設置する予定です。キュービクル、自動ドア、エレベーターなどの他の施設はありません。</p>
1 4	<p>樹木管理について、園内には、サクラをはじめ多くの古木や大木があります。台風等の強風による大量の風倒木があった場合、市が伐採や運搬処理の費用を負担することによろしいですか。また、来園者の安全確保のための「危険木」や「危険枝」などの調査や処理についての具体的な指針をお示し下さい。</p>	<p>天災等（暴風雨、洪水、地震その他の自然的事象）、指定管理者の責めに帰すことができないものによる管理運営経費の増加等が生じた場合は、本市が費用を負担します。また、危険木や危険枝については、早期発見のために、週5回巡視するとともに、月2回専門的視点からの確認を、委託により行っています。来年度以降は、管理基準に示す樹木管理（健全な育成管理）に沿って行ってください。</p>
1 5	<p>祇園枝垂桜以外のサクラもかなり老木化しており、樹木更新や特別な樹木管理が必要と考えます。これまでの保全育成管理の経過と費用をお示しください。</p>	<p>踏圧防止のための立ち入り防止柵を直営により設置したほか、龍馬像前の枝垂桜等について、保護剪定・枯死衰退枝処理、土壌環境改善を行いました。過去3年間の費用は次のとおりです（＜別表第1＞樹木管理の額の一部）。</p> <p>【平成30年度】約120万円【令和元年度】約100万円【令和2年度】約60万円</p>

1 6	芝生管理について、芝生広場における芝生の良好な生育管理と自主事業の積極的な実施とは相反しますが、養生期間の設定や踏圧対策についての基本的な方針をお示しください。また、雑草抑制剤や害虫防除剤の使用は可能ですか。	円山公園の芝生は、流れの周囲等の植栽帯にあるものが主であり、梅小路公園の芝生広場のような利用は想定していません。また、薬剤の散布は、飲食店等の便益施設が多いこと等も踏まえ、行っていません。 来年度以降は、管理基準に示す芝生管理（美観を維持するための適切な維持管理）に沿って、各事業者が検討してください。
1 7	現在、円山公園で活動されているボランティア団体などはございますでしょうか。可能であればどのような団体かも含めてお示しください。 円山公園で活動されているボランティア団体の団体名と各構成員数及び活動内容をお示しください。また、ボランティアの活動に対して京都市が支援されている内容をお示しください。	円山公園の運営及び維持管理のために活動されているボランティア団体は、本市が把握している限りにおいてはありません。
1 8	これまでの花見期間及び年末年始における警備員の実績（期間・人数・委託費用）をお示しください。 利用指導、花見期間及び年末年始の警備に関する業務について、冬季を除き、公園利用者や観光客が多く、かつ、区別がつかない状況が想定されます。地元の社寺や観光組合等の事業者との警備体制についての現状と指定管理者の役割分担についてお示しください。	隣接する八坂神社と一体的に警備する必要があるため、同一の警備業者に警備を委託しており、実績は<別表第2>のとおりです。警備体制等については、毎回、地元の社寺や本市、京都府警等が参加する会議（地元の社寺が開催を呼掛け）において協議のうえ、決定しています。来年度以降、指定管理者には、これまで本市が担っていた役割を担っていただくこととなります。
1 9	「名勝円山公園利活用検討会」について、市が想定される開催頻度や参加メンバーのイメージはございますでしょうか。	京都市名勝円山公園利活用検討会は、円山公園の魅力づくりや利活用について、地元住民等が主体的に議論する場として、平成31年3月に発足した会であり、令和3年度は2回検討会を開催しています。参加メンバーは、地元の自治組織や商店街、社寺のうちから選任された委員であり、現在は、本市が事務局を担っています。

20	公園内施設の他の管理・運営者と、どのような全体運営のルールや運営体制や調整業務が具体的にあるのでしょうか。	来年度以降、指定管理者に、京都市名称円山公園利活用検討会の事務局を担っていただくこととなりますので、公園の活性化のための各種イベントの連携、公園の管理運営情報の共有等の業務を想定しています。
21	円山音楽堂等の各施設管理者、園内の飲食物販店の便益施設事業者からの管理に係る要望や苦情はどの程度ありますか。	年に10件程度、樹木の剪定についての要望があります。また、数年に1件、樹木の根による下水管つまりについての要望があります。苦情は、猫の餌やりについてのものが大半です。
22	露店の出店が許可されている時期を御教示ください（年間で出店の回数、時期、規模は定められているのでしょうか。）。	年間の出店回数等について、特に定めているものはありません。新型コロナウイルス感染症流行以前は、概ね年5回（花見時、GW、紅葉時、年末年始、花灯籠時）許可していました。 【花見時】開花時期に合わせて概ね20日間、約70店舗が出店 【GW】概ね6日間、約5店舗が出店 【紅葉時】11月の土日祝のみで概ね15日間、約60店舗が出店 【年末年始】大晦日から翌1月5日までの間、約60店舗が出店 【花灯籠時】花灯籠イベントに合わせて概ね10日間、約5店舗が出店
23	指定管理者主催のイベント又は指定管理者以外が主催するイベント（誘致イベント）等の開催の情報を得て、露店の出店申請がある場合に、京都市は許可をされるのでしょうか（同日の露店出店は許可をしないのでしょうか。）。	現在のルールでは、公園内での営利を目的とした物品の販売又は出店は、本市が実施している「公民連携 公園利活用トライアル事業」を除き、公益を目的とする催し物（公園の魅力と利便性の向上及び賑わい創出等を目的とするものを含む。）に付随したものに限っていますので、イベントに付随しない露店の出店については許可しません。
24	公園内の便益施設、公園隣接地の店舗との管理境界等の詳細な図面は、いつ頃示していただけるのでしょうか。	指定候補者として選定し、仮協定を締結した後（11月頃を想定）にお示しします。
25	園内への自動車の乗入れ、便益施設への顧客等の駐車について、現在どのような取扱いとなっているのでしょうか（通行許可の判断基準はあるのでしょうか。）	園内には多くの便益施設があることから、搬出入等の車両による乗入れや駐停車があります。

26	自動販売機設置仕様書では、『知恩院南門前トイレ付近』と同じ位置にのみ、災害対応型自動販売機の設置が認められておりますが、その他の位置に自動販売機（災害対応型の有無にかかわらず）を設置することはできるのでしょうか。	自動販売機設置を行う場合は、現状と同じ位置（知恩院南門前トイレ付近）に1基設置することを原則としていますが、指定管理者に指定後、本市と協議を行っていただくことは可能です。 なお、設置する場合は、災害対応型自動販売機としてください。
27	指定管理者が行う行為許可の事項が限定的であるが、イベント開催等その他の行為の制限に係る許可の判断は市が行うこととし、指定管理者は申請書類の受付・書類整理と市報告の事務を行うことでよろしいですか。	お見込みのとおりです。令和5年度から、行為の制限に係る許可のうち、業として行う写真又は映画撮影について、指定管理者に許可権限を委譲することとしましたが、イベント等に係る許可は、引き続き、本市が行います。利用者から、イベント等の申請があった場合は、内容確認等の受付業務を行い、本市担当課に報告してください。
28	利用促進事業のうちの規定事業については、事前に事業計画書を提出し、事前に市の承認を得て、自主事業として参加料等の収入を見込むことが可能であるが、事業実施に必要な費用を指定管理料に計上していますか。	規定事業（枝垂桜のライトアップ及びかがり火）に係る経費については、現在、本市が実施しているものであり、指定管理料に含むものとしています。
29	管理範囲内で売店や飲食を営業されている事業者はいらっしゃいますでしょうか。またどのような物品を販売されていますでしょうか。また、それらの商品やメニューと同様の商品、メニューを指定管理者が販売することは可能でしょうか。 飲食や物販などの事業は、周辺と同業店舗と競合することになります。提案内容に制限はありますか。	指定管理者の管理範囲外ですが、円山公園内には多くの便益施設（飲食店や売店）があり、売店ではスイーツ、飲料等を中心に販売されています。公園内での営利を目的とした物品の販売又は出店は、公益を目的とする催し物（公園の魅力と利便性の向上及び賑わい創出等を目的とするものを含む。）に付随したものであれば可能ですので、指定管理者の自主事業として、イベントを開催される場合に、飲食や物品の販売を併せてしていただくことは可能であり、提案内容に制限はありません。
30	自主事業において、キッチンカーなど移動販売車を設置して、飲食や物品販売を行うことは可能でしょうか。	公益を目的とする催し物（公園の魅力と利便性の向上及び賑わい創出等を目的とするものを含む。）に付随したものであれば、キッチンカーなどの移動販売車を設置して、飲食や物品の販売を行うことは可能です。

3 1	過去3年間の利用促進事業と自主事業の概要をお示してください。	円山公園については、これまで直営により管理しており、これらの事業としては実施していませんが、No. 28に記載しているとおおり、規定事業として位置付けている枝垂桜のライトアップ及びかがり火については、これまでも、本市の事業として実施してきたものです。
3 2	過去3年間の利用者アンケートにおける公園への意見、要望、苦情などをお示してください。	円山公園については、これまで直営により管理しており、利用者アンケートは実施していません。
3 3	現在、市が付保している保険料額をお示してください。	街路樹については道路賠償責任保険に加入していますが、公園については加入していません。
3 4	コロナ禍による想定外の状況が起こった場合、市は指定管理者に対してどのようなバックアップを行う予定でしょうか。	本市財政担当部局の方針に基づき、令和3年度は、利用料金制（駐車場）を導入している宝が池子どもの楽園等について、緊急事態措置に伴う施設閉鎖期間中の支出超過額（注）を本市が負担することとしました。今後も、同様の状況が生じた場合には、財政担当部局の方針に基づき、対応してまいります。 （注）【支出】が【収入】を上回る額 【支出】施設閉鎖期間中に最低限必要な維持管理経費、施設再開に向けた準備経費（人件費、光熱水費、清掃、職員の休業手当等） 【収入】閉鎖期間中の指定管理料、休業補償に伴う雇用調整助成金等
3 5	公園利用者数のカウントはどのような方法で行うのでしょうか。	実施方法についての指定はありません。 なお、梅小路公園における実施方法は「2 梅小路公園」のNo. 12に記載のとおりですので、御参考としてください。
3 6	今後、当公園内で、Park-PFI 事業の活用を予定している公園施設（場所）があればお示してください。	Park-PFI 事業の活用を予定している場所はありません。
3 7	今後、当公園の利用を促進するための観光誘致・誘客の計画などがあればお示してください。	お示しできるものではありません。

<別表第1>収支状況

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	委託業者名
収 入	行為許可（撮影）	460,020	283,670	355,780	—
	収入計	460,020	283,670	355,780	—
支 出	かがり火管理（注1）	1,840,766	942,354	0	（公財）京都市都市緑化協会
	危険対策（注2）	4,576,824	4,783,480	4,350,500	（株）レインボー 等
	花見対策（注3）	1,199,260	1,087,040	0	（公財）京都市都市緑化協会 等
	公園施設修繕等	875,000	469,000	2,349,000	上林鑿泉工業（株） 等
	公園等案内・巡視業務（注4）	1,896,800	1,912,841	1,930,390	（公財）京都市都市緑化協会
	公園清掃	12,096,000	12,540,000	13,090,000	（有）京都産業クリエイティブセンター
	公園除草	23,544,000	24,530,000	25,300,000	（有）京都産業クリエイティブセンター
	公園便所清掃（注5）	625,413	621,234	741,628	京都高齢者福祉事業団
	樹木管理（注6）	5,094,230	6,393,902	5,948,391	（有）河原造園、（株）鈴木造園、 （株）石武造園、サン・アクト（株）
	光熱水費	1,972,197	1,963,088	1,973,499	—
支出計	53,720,490	55,242,939	55,683,408	—	

（注1） かかり籠及び防護柵の設置及び撤去並びにかがり火の管理に要した経費

（注2） 花見時期の警備業務、廃棄物処分、仮設トイレ設置撤去、枝垂桜ライトアップ等に要した経費及び年末年始の警備業務に要した経費

（注3） 花見時期の円山公園で無償貸出しを行っているゴザの回収費用等

（注4） 公園等案内、樹木・施設の安全確認、公園内巡視等のための費用

（注5） 行政区等の単位で発注しており、箇所数で按分した額を便宜上記載

（注6） 祇園枝垂桜の管理に要する費用や再整備工事の一環で実施した樹木剪定等に係る費用を除く。行政区等の単位で発注しており、面積で按分した額を便宜上記載

また、平成29年度に実施した松くい虫防除薬剤の樹幹注入に要する費用（約240万円）は含まない（6年に1度実施しており、仕様書に記載のとおり、令和5年度の実施が必要）

<別表第2> 花見期間及び年末年始における警備の状況について

区 分	年 度	警備員の延べ人数	費 用
花見期間	平成30～31年度（3/25～4/10）	60名	約210万円
	令和元～2年度（3/20～4/13）	120名	約370万円
	令和2～3年度（3/19～4/7）	95名	約290万円
年末年始	平成30年度（12/31～1/4）	11名	約40万円
	令和元年度（12/31～1/4）	11名	約40万円
	令和2年度（12/31～1/4）	11名	約40万円

（参考）花見期間：午前8時から午後6時までは2名、午後6時から翌朝午前8時までは3名

年末年始：午前8時30分から午後10時までは1名、午後10時から翌朝午前8時30分までは2名

5 東本願寺前市民緑地

No	質問内容	回答
1	受付業務について「平日の午前9時から午後5時」とありますが、年末年始の休業、研修等のための休業は可能でしょうか。	年末年始の休業、研修等のための休業は可能です。ただし、年末年始の休業他、指定管理者の都合等により、受付業務を休業しなければならない場合は、事前に指定管理者自らが立ち上げたホームページへの掲載、電話連絡時の音声案内、メール受付など、情報発信をしてください。
2	ア年度計画書にある「市民緑地の利用見込み」とは、事業件数のことでしょうか。或いは、年間利用者数のことでしょうか。	市民緑地の利用見込みは、利用者数の見込みとなります。
3	イ月次報告書、ウ事業報告書にある「市民緑地利用状況」「市民緑地の利用状況」とは、利用者数のことでしょうか。	市民緑地の利用者数となります。
4	<p>・有料駐車場や有料区域がある公園と違い、市民緑地の事業が一括（単純）であるため事業分類は発生しないと考えます。通常の管理運営と利用促進事業の2分割と理解していますが、よろしいでしょうか。</p> <p>・自主事業については様式13（44頁）で記述すると理解していますが、様式19に書いた方が良いでしょうか。</p>	<p>・市民緑地は有料施設がないため、指定管理業務と利用促進業務の分割で、構いません。なお、利用促進業務は指定管理業務に含まれるので、指定管理業務のみの記載でも構いません。</p> <p>・自主事業については、様式13の記載及び様式19の収支計画にも反映していただきますようお願いいたします。</p>
5	芝生の養生のため一定区域を一定期間、立ち入り禁止にすることは可能でしょうか。	芝生の養生のため、一定区域を一定期間、立入禁止にすることは可能です。ただし、イベント時等では、できるかぎり開放するように努めてください。
6	3－（1）－ウ項「管理事務所」について、緑地内・近隣に對面で事務所を設置することを想定されておりますでしょうか。平日の指定時間帯において電話・メール・Webサイト等で受付対応が可能であれば、遠隔の既存事務所内で体制を構えることでも可能でしょうか。	管理事務所の場所については、緑地内の近隣である方が、効率的な運営が可能であると考えていますが、決して近隣でなければならないわけではありません。また、平日の受付業務については、利用者からの許可申請や問合せに対応できる体制であれば、遠隔であっても構いません。ただし、緊急時の現地対応、門扉や電気ボックスの鍵の受け渡しなどを行っていただく必要があります。

7	<p>3－(4)項「地位の譲渡及び業務の再委託等」について、第三者への委託可能な事項として「オその他本市が必要と認める事項」とありますが、「利用促進事業」「自主事業」(イベント・興行)はその対象になる可能性があるかと解釈して差し支えないでしょうか。</p>	<p>「利用促進事業」「自主事業」(イベント、興行)などの各種行事の企画などは、「その他本市が必要と認める事項」の対象になると考えています。</p>
8	<p>2－(2)優先利用について、指定の時期、期間中は、緑地内での「利用促進事業」「自主事業」(イベント・興行)は原則開催不可(計画しない)の解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>東本願寺の優先利用時は、ほぼ終日多目的広場を中心に利用がありますので、イベント等の利用は難しいと思われます。 また、京都市都市計画局が利用する修学旅行バス受入れ時は、多目的広場の利用が限定されているため、噴水広場や芝生広場の利用は可能です。加えて、多目的広場の利用についても、最長で9時から14時頃の利用のため、14時以降の利用は可能となります。詳細な利用範囲や利用時間等については、修学旅行バス運営関係者と市民緑地利用者との間で調整していただいたうえ、指定管理者が許可していただくこととなります。</p>
9	<p>4－(4)自主事業について、(3)利用促進事業においては、年2回以上の開催目安が示されていますが、同様に想定している頻度の目安はございますでしょうか？また、他の地方自治体等の取組みで参考、ベンチマークにしている事例はございますでしょうか。</p>	<p>自主事業については、指定管理者の自主的な財源で実施していただくものなので、頻度等は定めていませんが、京都駅周辺地域の活性化や回遊性の向上を高めることを目的としているため、できるかぎり多くの開催を期待しています。他の地方自治体等で参考しているものはございませんが、周辺地域の方や観光客が多数訪れる定期的なイベント(朝市・マルシェなど)を開催していただければ良いと考えています。</p>
10	<p>5－「管理の基準」の全般について、管理作業にあたり、要員移動・資機材運搬、作業用車両を敷地内に乗り入れ、駐車は可能でしょうか。また、その占有担当の利用料を指定管理者が負担する考え方ででしょうか。</p>	<p>管理作業時における作業車の乗入れ、駐車は可と考えています。ただし、管理作業以外の留め置きは基本的に不可と考えています。管理作業は指定管理者の業務であるため、指定管理者が利用料金を負担する必要はありません。</p>

1 1	5 - 「管理の基準」 - 2 - (2) 警備業務について、業務内容を示されていますが、日常業務としては、警備業法の定義に該当する業務内容ではなく、一般従業員による保安管理のレベルと解釈してよろしいでしょうか。	日常業務としては、市民緑地内の巡回、緊急時の現場対応など、一般従業員による保安管理のレベルで結構です。
1 2	5 - 「その他」について、指定管理者による施設賠償責任保険の保険契約を締結が示されていますが、保険料は運営管理費用として指定管理料の算定根拠として問題ないでしょうか。	保険料については、運営管理費用として、指定管理料の算定として問題ありません。
1 3	「自主事業」 - 「利用料」について、「原則、申請者（指定管理者）から許可権者（指定管理者）に対して利用料金を支払う必要がある。」とありますが、指定管理者主催のイベント開催、自販機設置に係る占有については、実質、利用料負担は無いと解釈してよろしいでしょうか。	指定管理者の主催のイベント開催、自動販売機設置に係る占有については、実質利用料負担はありません。ただし、自主事業の収益の一部を京都市に納入することとし、その金額の算定及び納入時期等については、提案していただく必要があります。
1 4	1 ~ 5 項にて、応募関係書類の取扱いについて示されていますが、様式番号 1 ~ 1 9 についてページ数（作成枚数）の制限はありますか。また、各様式ごとに示されている設問が反映されていれば、任意の書式にて作成・提出でも問題ないでしょうか。	様式番号 1 ~ 1 9 については、ページ数の制限はありません。各様式の使用については、規定された書式での作成、提出をお願いします。
1 5	「添付資料：様式 A ~ F 関係」について、「様式 C 誓約書」において役員名簿記入欄がありますが、「様式 B 役員名簿」は別途任意様式での提出の解釈でよろしいでしょうか。	「様式 B 役員名簿」は別途任意様式での提出をお願いします。

16	<p>「添付資料：様式1～19関係」について、提出を示されていますが、「就業規則（案）」、「雇用契約書（案）」、「運営規程（案）」の内容は下記の解釈でよろしいでしょうか。また、以外の各資料の内容につきましては、既存の社規、規則、標準マニュアル、類似施設の事例が該当と解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>□様式8 就業規則（案）・・・本指定管理業務要員の雇用区分に関する就業規則</p> <p>□様式8 雇用契約書（案）・・・上記に該当する雇用契約書雛形</p> <p>□様式10 運営規程（案）・・・団体の類似運営施設のマニュアル事例</p>	<p>就業規則については、本指定管理業務に配置される方の就業規則、雇用契約書については、雇用契約書の雛形、運営規程については、類似施設を参考にいただき、当該施設に反映した内容としていただき提出をお願いします。また、それ以外の各資料については、他の類似施設等で使用されているマニュアル等が該当します。</p>
17	<p>様式A「指定管理者指定申請書」の「申請団体の名称」欄に捺印が示されていますが、社印を押印する解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>社印押印をお願いします。</p>
18	<p>様式B-②「水道料金・下水道使用料納付証明請求書」について、市内に事業所が所在していない場合、提出は不要でしょうか。または、所在する自治体の証明書の提出が必要でしょうか。</p>	<p>京都市内に事業所が所在していない場合、所在する自治体の証明書の提出が必要となります。</p>
19	<p>様式C「誓約書」の「誓約書並びにその役員及び使用人の名簿」欄に関し、下段注釈において「使用人に限る）」と示されていますが、記載すべき使用人はどのように解釈すればよろしいでしょうか。</p>	<p>誓約書は、法人の代表者及び市民緑地の運営に携わる方が暴力団密接関係者ではないことを誓約するものなので、記載する使用人は、従事する可能性のある方の氏名を掲載してください。</p>

20	<p>現在整備中の舗装面は大きく、また、トイレが設置されることから、スケートボード、ローラースケート等の遊戯が行われ、近隣への騒音被害、他の利用者や通行人への迷惑、施設の劣化が懸念されますが、これらの遊戯は禁止と考えて良いでしょうか。</p>	<p>日常使用におけるスケートボード、ローラースケート等の遊戯は、禁止を予定しています。(ただし、イベント、催し等で実施されるものについては、指定管理者と相談のうえ、許可の可否を判断することになります。</p>
21	<p>清掃用具(トイレ用具除く)等の置き場(倉庫)はあるでしょうか。</p>	<p>市民緑地内に清掃用具(トイレ用具除く)等の置き場(倉庫)はありません。</p>
22	<p>一般廃棄物処理「搬出回数：1回/週以上」となっていますが、ごみ置き場はあるでしょうか。</p>	<p>市民緑地内にごみ置き場はありません。市民緑地内の清掃は、1回/週以上としており、清掃時のごみは、事務所等で一時保管もしくは清掃毎に処分していただく必要があります。</p>